



# 暴追とちぎ

第32号

平成19年6月



▲復元宇都宮城 (撮影者 栃木県暴力追放県民センター 大鹿幸雄 氏)

財団法人 栃木県暴力追放県民センター  
宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F TEL028(627)2995



# 新理事長就任挨拶

財団法人栃木県暴力追放県民センター  
理事長

菊池 功

(栃木県生コン製造業暴力追放協議会会長)

平成19年5月17日開催されました財団法人栃木県暴力追放県民センター理事会、評議員会におきまして、市川秀夫理事長の後任として理事長に就任いたしました菊池でございます。

理事長就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

市川前理事長は、平成11年5月理事長に就任され、4期8年間にわたって暴力団排除の重要性を深く認識し、暴力団排除の広報啓発活動をはじめ暴力追放県民センターの運営、事業発展にご尽力され、改めて敬意を表する次第であります。

このような前任者に対し、はからずも理事長の大任を拝命いたしましたからには、誠心誠意努力いたす所存でございますので、前理事長同様、格別のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、暴力団は、活動形態において、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうするなど更なる不透明化がみられ、社会情勢や経済情勢にも敏感に反応しながら、その資金獲得活動におきましても一層多様化、巧妙化しております。

最近では、暴力団構成員が中核になって来日外国人等と犯罪集団を形成し組織的、計画的に各種犯罪を敢行したり、つい先頃では、行政に対する逆恨みから長崎市長が山口組系暴力団幹部に、けん銃で射殺される事件が発生するなど、暴力団は国民に大きな脅威と不安を与えたところであります。

この様な状況の中、暴力追放県民センターでは、警察、弁護士会と連携をとりながら、各地域、職域の暴力団排除団体及び県民の皆様とともに暴力団排除活動を強く推進していく決意であります。

どうか、皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝、ご活躍を心から祈念いたしまして、私のご挨拶といたします。





# 新専務理事就任挨拶

財団法人栃木県暴力追放県民センター  
専務理事

上田 雅皓

本年3月に栃木県警察学校長を最後に定年退職し、5月26日付けて財団法人栃木県暴力追放県民センター専務理事に就任した上田です。

前任者同様宜しくお願い申し上げます。

皆様方には日頃暴力団排除活動に深いご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、暴力団は近年組織を隠蔽する傾向や、活動も政治活動を装う等不透明化の傾向を一層強めているところであります。

また資金源活動におきましても、覚醒剤や賭博といった伝統的資金源に加え、企業活動に進出するなど、その時々々の社会経済情勢に応じて多様化させておりますが、近年、行政機関に対し不当な要求をする動きを強めているところであります。

平成3年に暴力団対策法が施行され16年になりますが、暴力団の凶悪性や金のためなら何でも手を出すという本質は全く変わっておりません。

暴力団に対しては「暴力団に金を出さない」「暴力団を恐れない」「暴力団を利用しない」の三ない運動を推進していただきたいのであります。

暴力追放県民センターといたしましては、弁護士会、警察と連携を図りながら、暴力団排除活動を推進し、暴力団員による不当な行為の防止を図ることなどにより、安全で住みよい地域社会の実現に寄与したいと考えております。

どうぞ不当要求行為を受けるなど困ったことがありましたら、暴追センターに早めに相談していただきたいと考えております。

結びに、皆様方の益々のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げます挨拶とさせていただきます。





## 組織犯罪対策課長着任挨拶

栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策課  
課長

倉田 哲宏

本年3月、警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課から、栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に着任しました倉田でございます。よろしくお願いいたします。

県民の皆様方には、平素から、暴力団排除活動を始め、警察活動全般にわたって多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、最近、長崎では当時の市長が暴力団員に殺害され、東京や愛知では暴力団関係者がけん銃を持って立てこもるなど、暴力団関係者が銃器を使用して敢行した事件が立て続けにおこり、社会を震撼させました。警察としましては、これらの事件によって、県民の皆様方が暴力団に対して萎縮するようなことにならないよう、これまで以上に、暴力団の取締りや暴力団排除、銃器対策を進めているところです。

また、暴力団は、その組織実態をますます不透明化させているところであり、昨年末の全国の数字では、統計が残る昭和33年以降、初めて、準構成員の数が構成員の数を上回りました。また、資金源活動も社会や経済情勢の変化に対応して多様化、不透明化させており、覚せい剤取引等の伝統的なものに加え、金融業、産業廃棄物処理業等の企業活動や、証券取引、不動産取引等の経済活動を通じて資金を獲得していることが窺えます。このような、組織実態や活動の不透明化等の傾向は、栃木県内においても例外ではありません。

このように、暴力団情勢がますます厳しさを増す中、警察としましては、今後とも、栃木県暴力追放県民センターと連携し、社会の様々な分野からの暴力団排除を進めてまいり所存ですが、皆様方のご協力なくしてはその目的を達成することはできません。

皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



# 平成19年度 第1回理事会・評議員会の開催

平成19年5月17日第1回「ホテル東日本宇都宮」において(財)栃木県暴力追放県民センター平成19年度第1回理事会・評議員会が開催され、平成18年度事業報告・平成18年度収支決算報告及び理事長、副理事長の選出、理事の選任と専務理事の同意等が可決承認されました。



栃木県警察本部長 金山 泰介様挨拶



新理事長 菊池 功挨拶

# 平成19年度 暴力追放県民センター事業計画

## 1 広報啓発活動事業

- 暴力追放県民大会の開催
- 暴力団排除横断幕、懸垂幕の設置
- 機関誌「暴追だより」・暴追マニュアル・暴力団追放ポスター、暴追カレンダー等の作成配付
- 暴追ビデオの貸出

## 2 組織活動支援事業

- 地域・職域組織暴力団排除活動支援
- 不当要求防止セミナーの開催
- 行政対象暴力の排除
- 賛助会員に対する支援

## 3 暴力相談事業

- 警察、弁護士会、センター三者協定による民事介入暴力事案「事案処理チーム」の編成
- 毎月第3水曜日「弁護士相談日」の開設
- 民事介入暴力一日相談所の開設等

## 4 少年保護活動事業

- 暴力団組織加入強要、勧誘、離脱妨害等少年に対する暴力団の影響を排除するための諸活動
  - ・少年指導員に対する研修会の開催
  - ・パンフレットの作成配付
  - ・街頭における少年の保護活動

## 5 暴力団離脱者支援活動

- 暴力団離脱者の社会復帰支援活動
- 社会復帰対策協議会の開催

## 6 救済事業

- 暴力団等の犯罪行為被害者に対する見舞金の支給
- 暴力団事務所明渡訴訟・損害賠償請求訴訟等に対する訴訟費用の無利子貸出支援
- 暴力団排除活動推進者に対する資機材の貸出支援

## 7 責任者講習事業

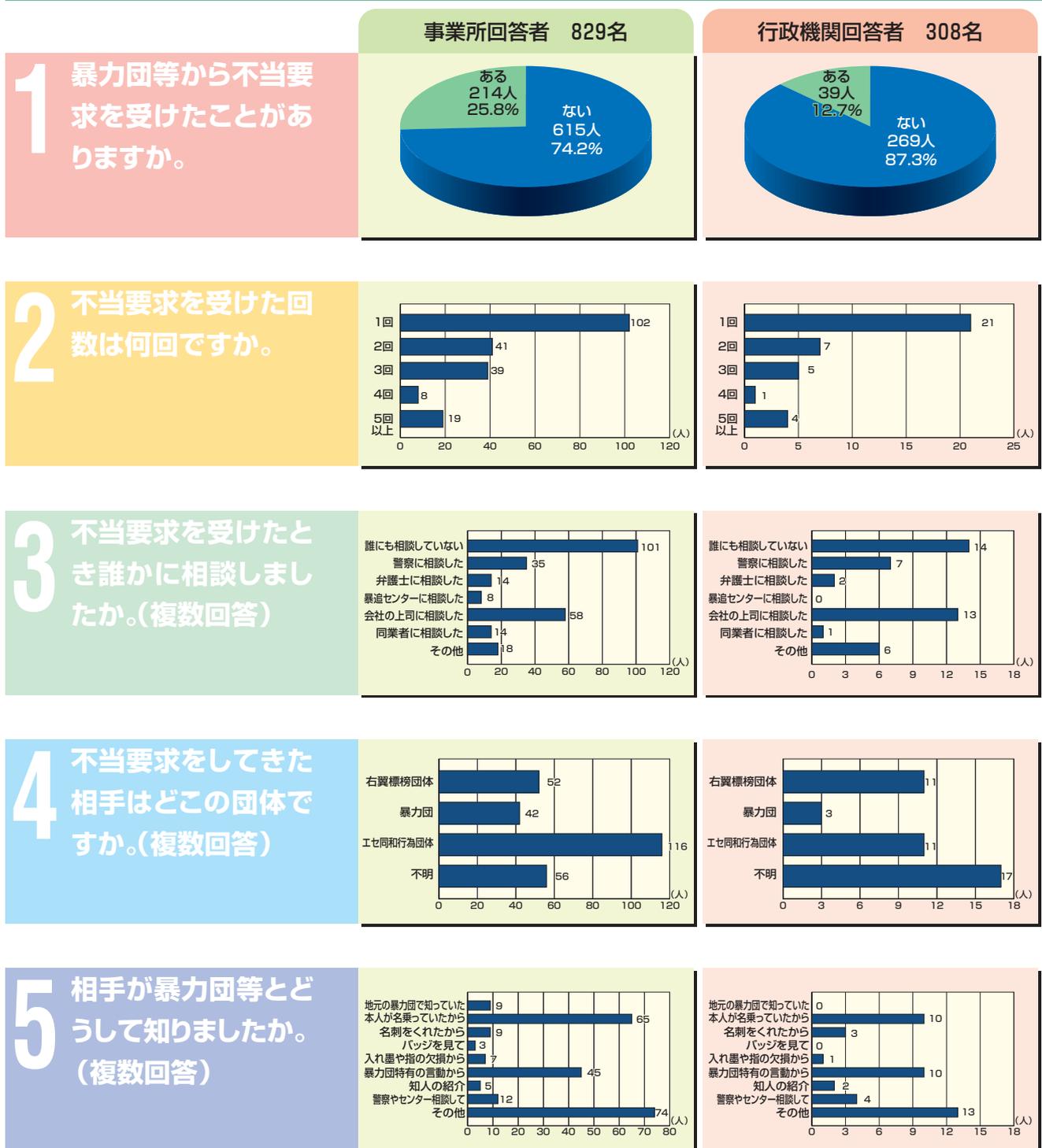
- 各事業所、県・市町等が選任した不当要求防止責任者に対する責任者講習会の開催



# 暴力団員等による

平成18年度における不当要求防止責任者講習の実施状況は、実施回数23回、受講者総数1,267人でした。うち事業所対象受講者が943人、行政機関対象受講者が324人でした。これら受講者に対し、暴力団、エセ右翼団体、エセ同和行為者等からの不当要求の実態についてアンケート調査を行った結果は次のとおりです。

暴力団等による不当要求防止対策に活用してください。



# 不当要求の実態

## 業種別受講者

業種	受講者	回答数	回答率
金融業	232	226	97.4%
小売業	130	126	96.9%
医療業	266	195	73.3%
行政	324	308	95.1%
サービス業	105	93	88.6%
製造業	210	189	90.0%
合計	1,267	1,137	89.7%

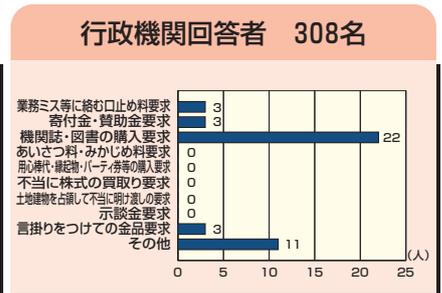
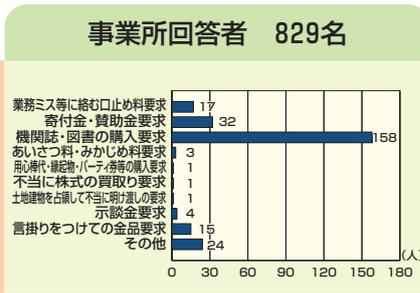
## 講習別受講者

選任時講習受講者	555	43.8%
定時講習受講者	712	56.2%
合計	1,267	100.0%

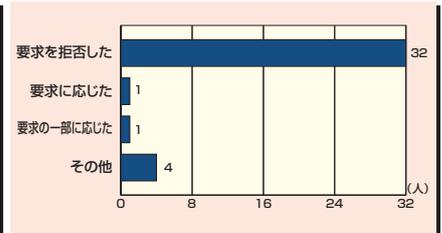
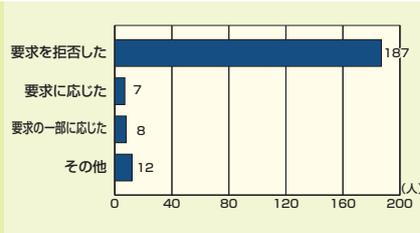
## 受講者感想

自信がたった	223	19.6%
ある程度自信がたった	864	76.0%
全く自信がない	50	4.4%
合計	1,137	100.0%

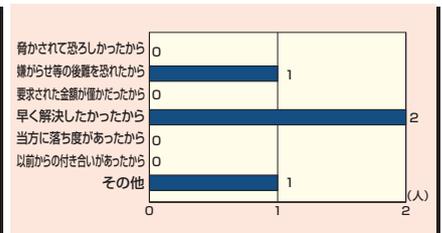
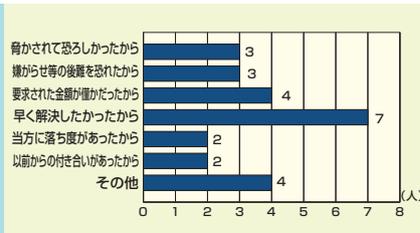
## 6 要求の内容はどのようなものでしたか。(複数回答)



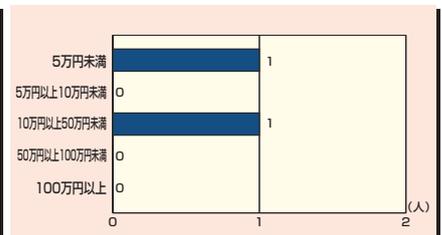
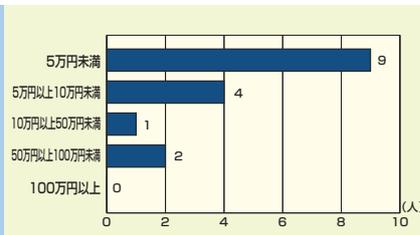
## 7 相手の要求にどのように対応しましたか。(複数回答)



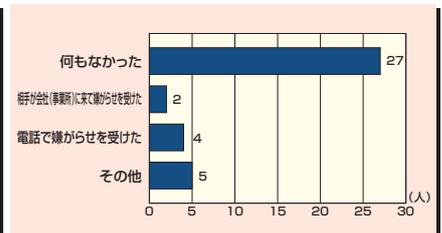
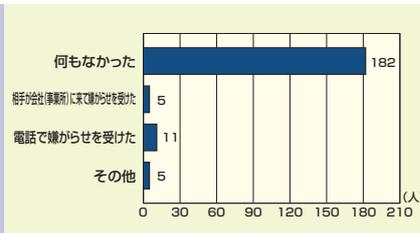
## 8 要求に応じた理由は何か。(複数回答)



## 9 要求に応じて支払った金額はいくらですか。



## 10 要求を拒否した後、相手はどう反応しましたか。



平成18年4月1日～平成19年3月31日



## 相談受理事件数

平成18年度の暴力相談受理事件数は、

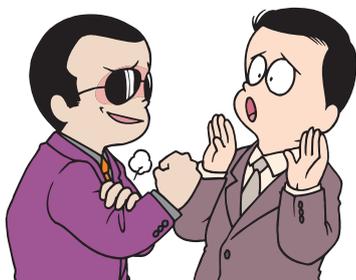
# 380 件で

前年比+35件でした。

## 暴力相談の特徴

1 暴力団等の不当要求行為は、暴力団の外見を見せない、エセ右翼、エセ同和行為者及び正体不明の団体を名乗る社会運動や政治活動を標榜した反社会的集団によるもので社会情勢や経済情勢に敏感に反応しながら増加傾向にある。いわゆる暴力団は、肩書きを隠し、益々潜在化、知能化、悪質化している。

2 相談の内容は、依然として交通事故の示談介入、機関誌、図書等の購読に関する不当要求が多い。特異相談としては、数団体のエセ右翼からの質問状の郵送を受け街宣をかけられた事案、右翼から掘削工事にクレームをつけられ会合に出席するよう強要された事案、市役所の工事車両が車輛に落石損害賠償を受けた事案等が目立った。その他、離脱に関する相談、ヤミ金、架空請求、家庭問題、サービス業や販売業に対するクレーム事案等相変わらず多岐に亘る不当要求が見られる。



## 主な暴力相談事例

### 相談内容

#### 少年の離脱に関する相談

少年院から出所した19歳の少年を住吉会系の暴力団組織から脱退させたい。

### 対処要領

警察本部組対課を介し所轄署に通報した。



### 相談内容

#### クリーニング店に対するクレーム事案

- 暴力団風の男から上着に傷がついた。12万したものだ弁償しろ」等とクレームをつけられた事案。
- 暴力団風の男から「ワイシャツをクリーニングしたら詰まった」と2万円要求された事案。

### 対処要領

- クリーニングの過程で過失がなければ毅然とした言語、態度で要求を拒否すること。暴行、脅迫に及んだ場合は、法的措置も視野に入れ対処するようアドバイス
- 繊維製品のちぢみは、素材によるものであり、再仕上げをして理解を得るようアドバイス



### 相談内容

土建会社が数団体のエセ右翼から質問状や抗議文の郵送を受け街宣をかけられている。

### 対処要領

会社に押し掛けてきた場合、電話で回答を求められた場合等の対応要領及び法的手段(仮処分)を視野に探証活動(メモ、録音、写真、ナンバーチェック)等をとるようアドバイス

### 相談内容

建設会社がエセ右翼から防火水槽の掘削工事にクレームをつけられ会合に出席するよう強要された。

### 対処要領

要求に応じないこと。会合に参加すると賛助金を要求されると思う。エスカレートを考慮し、法的手段を視野に経過記録をとるようアドバイス

## 暴力追放広報・啓発の実施

6月9日、10日の2日間「藤岡町渡良瀬運動公園」で開催された県民の日「警察展」に参加し、パンフレットやポスター等を配付して広報活動を行いました。



## 行政対象暴力対策会議の開催

6月12日 前長崎市長射殺事件の発生等を受けて、同種事案の未然防止及び警察と行政機関との連携強化を図るための会議を宇都宮市内「アピア」において開催し、暴追パンフレット、スクラップ集を提供し、組織支援を行いました。



## 暴力監視員委嘱状交付式及び研修会の開催

6月15日 「ホテルニューイタヤ」において、暴力監視員（暴力監視モニター）に委嘱状を交付し、研修会を開催しました。



## 第25回生保・警察連絡協議会での講演

6月20日 上田専務理事が生保・警察連絡協議会に出席し、不当要求防止対策について、講話を行いました。



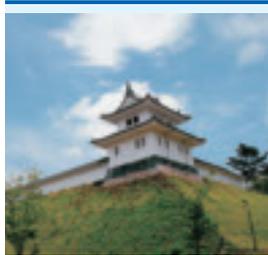
## 不当要求対応研修会

6月22日 日光市中央公民館で行われた不当要求防止責任者講習に上田専務理事以下職員が出席して講話及びロールプレイングを行いました。



## 民事介入暴力対策啓発ビデオの貸出「新作」

行政対象暴力対策啓発ビデオ「シャットアウト」「不当要求に対する対応要領」の貸出をしております。職域からの暴排対策に活用ください。



## 暴追とちぎ平成19年6月号(通巻32号)表紙写真

### 復元 宇都宮城

宇都宮城は1868年の<sup>ほしん</sup>戊辰戦争で建物の大半が焼失しました。本年、宇都宮城址公園として復元され、「清明台」「富士見櫓」を中心に、美しい宇都宮城がよみがえりました。

平成19年  
1月～6月

暴力団による悩み、困りごとは

財団法人 栃木県暴力追放県民センター

へご相談ください

相談電話 028-627-2600

事務局 宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996

URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談員が常駐し、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分～午後4時です。
- 相談は、面接のほか電話や手紙でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）午前9時～午後5時



## 栃木県暴力追放県民センター案内図

